

---

添付書類

---

○ 災害貸付け

被災の事実を証明することのできる書類

(市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行する災害証明書(災害証明書が発行されない場合は、支部長がこれに準ずると認めた書類))

○ 医療貸付け

医療費を要する事実を証明することのできる書類(医師の診断書等)

○ 結婚貸付け

(1) 次のいずれかの書類

ア 結婚する事実を証明することのできる書類

(結婚式場の挙式申込受理書の写し、仲人の証明書等)

イ 婚姻後の申込みの場合は、その事実を証明することのできる書類(戸籍抄本等)

ウ 内縁関係の場合は、その事実を証明することのできる書類

(住民票及び民生委員の証明書又は所属所長の証明書等)

(2) 必要額が確認できる書類

契約書の写し、請書の写し、請求書の写し、注文を証明できる書類の写しのいずれ

か。

ただし、(1)のアの書類で必要額が確認できる場合は省略することができる。

○ 葬祭貸付け

(1) 葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類

(2) 葬儀又は法事等を事由に貸付けを申し込む場合にあつては、葬儀又は法事等を行うことを明らかにする書類

墓地の取得等を事由に貸付けを申し込む場合にあつては、購入費用及び購入日を確認できる書類

(3) 必要額が確認できる書類

契約書の写し、請書の写し、請求書の写しのいずれか。

ただし、(2)の書類で必要額が確認できる場合は省略することができる。